土曜日、

休日休刊

日刊

東京都

発 行

目

次

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区 ○都市計画の変更 課・都市基盤部街路計画課・市街地整備部企画課 備局都市づくり政策部土地利用計画課・緑地景観 …………(住宅政策本部住宅企画部企画経理課) (六件) .....(都市整  $\ddot{\cdot}$ 

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区 域の指定解除…………………(同 七

域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課

六

……………(福祉保健局医療政策部医療人材課)… 八

#### 告 示 (教)

○令和五年度東京都立小学校入学者決定入学考査料 の徴収委託……………………………………………………………

#### 規 則 公

○東京都暴力団排除条例施行規則の一部を改正する 規則…

#### 公 告

○東京都功労者表彰………(政策企画局総務部秘書課)…||

○当せん金付証票の発売委託…(財務局主計部公債課)…|六

1

#### 雑

------(全国自治宝くじ事務協議会)…||()

項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京

都市計画地区計画を変更したので、

同法第二十一条第二項

#### 告

●東京都告示第千三百十号

同条第二項の規定により縦覧に供する。 都市計画用途地域を変更したので、 において準用する同法第二十条第一 項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二 同法第二十一条第二項 項の規定により告示し

令和四年十月三日

東京都知事 小 池 百 合 子

都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

途地域 東京都市計画用

第一種低層住 削除する部分

住居専用地域第一種中高層

世田谷区上祖師谷二丁目地内

居専用地域

追加する部分

世田谷区上祖師谷二丁目地内

削除する部分

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出…… ………(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)… 七

○認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の ------(肩)…元

○東京都名誉都民に選定した者の事績…………… ------(生活文化スポーツ局文化振興部企画調整課)…|L

\_

関係図書の縦覧

住居専用地域第二種中高層

追加する部分

江戸川区東葛西八丁目地内

江戸川区東葛西八丁目地内

場所

江戸川区役所

二階北側)並びに世田谷区役所及び 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十 東京都都市整備局都市づくり政策部

○開発行為に関する工事完了…………………… …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…一八

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…元

)東京都告示第千三百十一号

都市計画法

(昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二

#### 示

令和四年十月三日

東京都知事

小

池

百

合 子 同条第二項の規定により縦覧に供する。

において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し

区計画東京都市計画地

都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

地区地区計画 北青山三丁目 追加する部分

変更する部分

港区北青山三丁目地内

港区北青山三丁目地内

関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第一 |階北側) 及び港区役所 一本庁舎十

東京都告示第千三百十二号 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二

 $\triangleright$ 

関係図書の

において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し 項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京 都市計画地区計画を変更したので、 同法第二十一条第二項

令和四年十月三日

同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和4年10月3日(月曜日)

東京都知事 小

池

百

合 子

都市計画の種 類 都市計画を定める土地

の区域

区計画 東京都市計画地 地区地区計画飯田橋駅西口

追加する部分

千代田区富士見二丁目地内

変更する部分

四丁目各地内 千代田区富士見二丁目及び飯 知橋

縦覧 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十東京都都市整備局都市づくり政策部 |階北側) 及び千代田区役所

#### ●東京都告示第千三百十三号

都市計画公園を変更したので、 項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京 いて準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二 同法第二十一条第二項にお 同

令和四年十月三日

条第二項の規定により縦覧に供する。

東京都知事 小 池 百 合子

都市計画の種

東京都市計画公

類 都市計画を定める土地の区域

袁 五号石神井公 第七・五・十 追加する部分

練馬区石神井台一丁目地内

場所 関係図書の縦覧 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十東京都都市整備局都市づくり政策部 | 階北側

### ●東京都告示第千三百十四号

いて準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、 都市計画道路を変更したので、 項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京 条第二項の規定により縦覧に供する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二 同法第二十一条第二項にお 同

令和四年十月三日

東京都知事 小 池 百 合 子

都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

路

東京都市計画道

線街路第二百幹線街路補助 加する部分

二十九号線

井草五丁目各地内練馬区下石神井四丁目及び杉並区

削除する部分

井草五丁目各地内練馬区下石神井四丁目及び杉並区

関係図書の ) 縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 二階北側 (東京都庁第二本庁舎十

場所

### ●東京都告示第千三百十五号

項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二

> り告示し、 条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によ 都市計画土地区画整理事業を変更したので、 同条第二項の規定により縦覧に供する。 同法第二十一

令和四年十月三日

東京都知事

小

池

百

合

子

都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

地区画整理事業 東京都市計画土

削除する部分

地区画整理事江戸川南部土

八丁目各地内 江戸川区中葛西八丁目及び東葛西

関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策 都市計画課 一階北側 (東京都庁第二本庁舎十

場所

#### ●東京都告示第千三百十六号

る 都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、 項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京 法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一 の規定により告示し、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第 同条第二項の規定により縦覧に供す 同

令和四年十月三日

東京都知事 小 池 百 合 子

都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

宅市街地の開発 東京都市計画住 変更する部分

品川区、目黒区、大田区、世田谷文京区、台東区、墨田区、江東区千代田区、中央区、港区、新宿区 区 杉並区、

3

馬区、足立区、島区、北区、荒 区の全域 ら、葛飾区及び江戸川 荒川区、板橋区、練

関係図書の い縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 (東京都庁第二本庁舎十

都市計画課

場所

#### ●東京都告示第千三百十七号

する。 項の規定により告示し、 同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一 子都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、 項において準用する同法第十八条第一項の規定により八王 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二 同条第二項の規定により縦覧に供 \_

令和四年十月三日

東京都知事 小 池 百 合子

発整備の方針 住宅市街地の開 都市計画の種類 八王子都市計画 変更する部分 八王子市の全域 都市計画を定める土地 の区域

場所 関係図書の縦覧 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十東京都都市整備局都市づくり政策部

#### ●東京都告示第千三百十八号

法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項 都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、 の規定により告示し、 項において準用する同法第十八条第一項の規定により立川 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二 同条第二項の規定により縦覧に供す 同

る。

令和四年十月三日

都市計画の種類 東京都知事 都市計画を定める土地の区域 小 池 百 合 子

宅市街地の開発 立川都市計画住 変更する部分

整備の方針 の 全 域 、 武蔵村山市及び東大和

場所 関係図書の縦覧 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 二階北側

### ●東京都告示第千三百十九号

する。 項の規定により告示し、 同法第二十 野都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、 項において準用する同法第十八条第一項の規定により武蔵 都市計画法 一条第二項において準用する同法第二十条第一 (昭和四十三年法律第百号) 同条第二項の規定により縦覧に供 第二十一条第二

令和四年十月三日

東京都知事 小 池 百 合 子

住宅市街地の開 武蔵野都市計画 都市計画の種類 変更する部分 武蔵野市の全域 都市計画を定める土地の区域

発整備の方針

\_ 場所 関係図書の縦覧 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十東京都都市整備局都市づくり政策部 一階北側

### ●東京都告示第千三百二十号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二

> の規定により告示し、 法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一 都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、 項において準用する同法第十八条第一項の規定により三 同条第二項の規定により縦覧に供 項 同 鷹

令和四年十月三日

市

る。

東京都知事 小

百

合

子

都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域 池

宅市街地の開発 三鷹都市計画住 変更する部分 三鷹市の全域

整備の方針

場所 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 一階北側 (東京都庁第二本庁舎十

## ●東京都告示第千三百二十一号

る の規定により告示し、 法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一 都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、 項において準用する同法第十八条第一項の規定により府中 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第 同条第二項の規定により縦覧に供す 同

令和四年十月三日

東京都知事 小 池 百 合 子

宅市街地の開発府中都市計画住 都市計画の種類 変更する部分 都市計画を定める土地の区域

府中市の全域

整備の方針

場所関係図書の縦覧 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十東京都都市整備局都市づくり政策部

一階北側

## ●東京都告示第千三百二十二号

法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項 の規定により告示し、 都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、 項において準用する同法第十八条第一項の規定により調布 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 同条第二項の規定により縦覧に供す 第二十一条第二 同

令和四年十月三日

る

都市計画の種類 東京都知事 都市計画を定める土地の区域 小 池 百 合子

宅市街地の開発 調布都市計画住 変更する部分

関係図書の縦覧 整備の方針 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 調布市及び狛江市の全域 (東京都庁第二本庁舎十

場所

一階北側)

## ●東京都告示第千三百二十三号

の規定により告示し、 法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項 都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、 項において準用する同法第十八条第一項の規定により青梅 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二 同条第二項の規定により縦覧に供す 同 

令和四年十月三日

(第17671号)

東京都知事 小 池 百 合 子

> 青梅都市計画住 都市計画の種類 変更する部分 都市計画を定める土地の区 域

整備の方針 宅市街地の開発 青梅市の全域

場所 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 一階北側) (東京都庁第二本庁舎十

## ●東京都告示第千三百二十四号

る の規定により告示し、 法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項 都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、 項において準用する同法第十八条第一項の規定により昭島 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 同条第二項の規定により縦覧に供す 第二十一条第二 同

令和四年十月三日

東京都知事 小 池 百 合 子

昭島都市計画住 宅市街地の開発 都市計画の種類 変更する部分 都市計画を定める土地の区域

場所 関係図書の縦覧 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 一階北側

整備の方針

昭島市の全域

# ●東京都告示第千三百二十五号

法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一 都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、 項において準用する同法第十八条第一項の規定により町田 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二 項 同

> る の規定により告示し、 同条第二項の規定により縦覧に供す

令和四年十月三日

東京都知事 小 池 百

合

子

都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

宅市街地の開発町田都市計画住 整備の方針 変更する部分 町田市の全域

場所関係のより 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 一階北側 (東京都庁第二本庁舎十

## ●東京都告示第千三百二十六号

する。 井都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、 項の規定により告示し、 同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一 項において準用する同法第十八条第一項の規定により小金 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 同条第二項の規定により縦覧に供 第二十一条第

令和四年十月三日

東京都知事 小 池 百 合 子

都市計画の種類 変更する部分 都市計画を定める土地の区域

発整備の方針 住宅市街地の開 中部計画 小金井市の全域

関係図書の縦覧 二階北側) 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十東京都都市整備局都市づくり政策部

場所

## ●東京都告示第千三百二十七号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二

都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、 の規定により告示し、 法第二十 項において準用する同法第十八条第一項の規定により日野 一条第二項において準用する同法第二十条第一項 同条第二項の規定により縦覧に供す 同

令和四年十月 日

る。

東京都知事 小 池 百 合子

都市計画の種 日野都市計画住 類 変更する部分 都市計画を定める土地の区域

が縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 整備の方針 宅市街地の開発

日野市の全域

#### 場所 関係図書の 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎十

# ●東京都告示第千三百二十八号

項において準用する同法第十八条第一項の規定により小平 法第二十 都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、 の規定により告示し、 都市計画法 一条第二項において準用する同法第二十条第一項 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二 同条第二項の規定により縦覧に供す 同

令和四年十月三日

都市計画の種類 東京都知事 都市計画を定める土地の区域 小 池 百 合子

変更する部分

宅市街地の開発小平都市計画住

小平市の全域

整備の方針

場所 関係図書の が縦覧 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十東京都都市整備局都市づくり政策部

一階北側

# ●東京都告示第千三百二十九号

する。 項の規定により告示し、 同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第 寺都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、 項において準用する同法第十八条第 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二 同条第二項の規定により縦覧に供 一項の規定により国分

令和四年十月三日

東京都知事 小 池 百 合 子

都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

発整備の方針 住宅市街地の開 国分寺都市計画 変更する部分 国分寺市の全域

場所 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 二階北側 (東京都庁第二本庁舎十

#### ●東京都告示第千三百三十号

する。 項の規定により告示し、 同法第二十 山都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、 項において準用する同法第十八条第一項の規定により東村 都市計画法 一条第二項において準用する同法第二十条第一 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二 同条第二項の規定により縦覧に供 \_

令和四年十月三日

東京都知事 小 池 百 合

子

都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

発整備の方針 住宅市街地の開 東村山都市計画 変更する部分

東村山市、 清瀬市及び東久留米市

場所関係図書の縦覧 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十東京都都市整備局都市づくり政策部 一階北側

## ●東京都告示第千三百三十一号

都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、 る 項において準用する同法第十八条第一項の規定により国立 の規定により告示し、 法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第 同条第二項の規定により縦覧に供す 同

令和四年十月三日

東京都知事 小 池 百 合 子

都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

宅市街地の開発国立都市計画住 整備の方針 変更する部分 国立市の全域

場所 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 一階北側 (東京都庁第二本庁舎十

# ●東京都告示第千三百三十二号

同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第 項において準用する同法第十八条第一項の規定により西東 京都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第

項 の規定により告示し、 同条第一 一項の規定により縦覧に供

する。

6

令和四年十月三日

東京都知事 小 池 百 合

子

る

都市計画の種類 都市計画を定める土地 の区域

住宅市街地の開西東京都市計画 変更する部分

発整備の方針 西東京市の全域

場所 関係図書の縦覧 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十東京都都市整備局都市づくり政策部

## ●東京都告示第千三百三十三号

る の規定により告示し、 法第二十 都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、 項において準用する同法第十八条第一項の規定により福生 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第 一条第二項において準用する同法第二十条第一項 同条第二項の規定により縦覧に供す 同

令和四年十月三日

東

京

都

公

報

東京都知事 小 池 百 合 子

都市計画の種類 都市計画を定める土地 の区域

宅市街地の開発福生都市計画住 変更する部

整備の方針 福生市、 羽村市及び瑞穂町の全域

場所 関係図書の縦覧 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十東京都都市整備局都市づくり政策部

一階北側)

# ●東京都告示第千三百三十四号

市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一 条第二

> の規定により告示し、 法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項 都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、 項において準用する同法第十八条第一項の規定により多摩 同条第二項の規定により縦覧に供す 同

令和四年十月三日

東京都知事 小 池 百 合

子

ħ ŋ 第

都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

多摩都市計画住 変更する部分

整備の方針 宅市街地の開発 多摩市及び稲城市の全域

場所 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 一階北側 (東京都庁第二本庁舎十

### 東京都告示第千三百三十五号

の規定により告示し、 法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項 都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、 項において準用する同法第十八条第 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二 同条第二項の規定により縦覧に供す 一項の規定により秋多 同

三

令和四年十月三日

る

東京都知事 小 池 百 合 子

都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

宅市街地の開発秋多都市計画住 変更する部分

整備の方針 あきる野市及び日の出町の全域

関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎十

#### 一階北側

# ●東京都告示第千三百三十六号

第六条第二項の規定により、 ばならない区域 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一 )を指定するので、同条第三項において準用する同法 項の規定により、 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ 。 以 下 特定有害物質によって汚染されてお 「形質変更時要届出区域」 次のとおり告示する。 とい

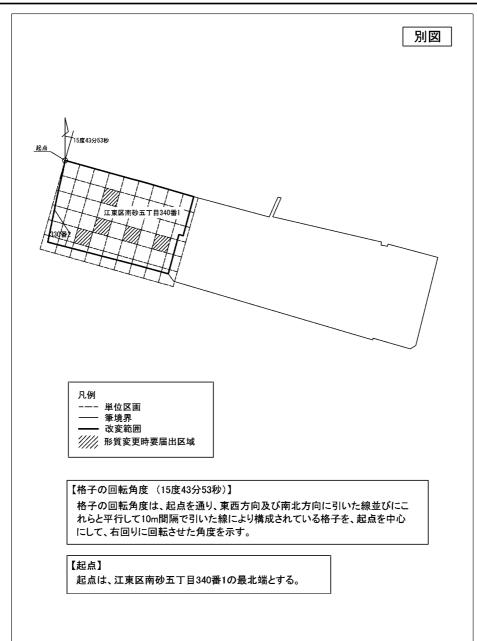
令和四年十月三日

丁目地内 形質変更時要届出区域 東京都知事 別図のとおり 小 池 (江東区南砂 百 合 子

物並びにふっ素及びその化合物 に適合していない特定有害物質の種類 九号。以下 土壤汚染対策法施行規則 「規則」という。 (平成十四年環境省令第二十 第三十一条第一項の基準 六価クロム化合

害物質の種類 規則第三十一 条第二項の基準に適合していない特定有 鉛及びその化合物

7



## ●東京都告示第千三百三十七号

第十一

第三項において準用する同法第六条第二 号により指定した区域の全部の指定を解除するので、 土壌汚染対策法 一項の規定により、 (平成十四年法律第五十三号) 令和四年東京都告示第千二百二十 一項の規定により、

同条

次のとおり告示する。

令和四年十月三日

東京都知事

小

池

合 子

講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第1

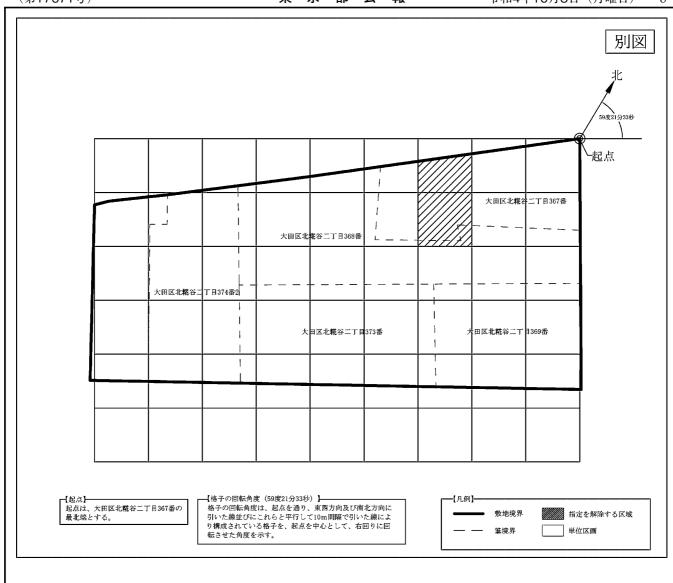
丁目地内)

指定を解除する区域

別図のとおり

(大田区北糀谷 百

定有害物質の種類 九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特 ふっ素及びその化合物



#### 病の成り立ち、 試験科目

三

文京区小日向四丁目一番六号 東京都社会福祉保健医療研修センター

時

保健医療福祉の仕組み、看護と法律、 人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、 老年看護、 感染と予防、看護と倫理、患者の心理、 母子看護及び精神看護 基礎看護、 成人看

兀

業証明書又は卒業証明書

。 以 下

「卒業等証明書」とい

を提出できる者を含む。

文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従

1,

## ●東京都告示第千三百三十八号

第十八条の規定に基づき、

令和四年十月三日

保健師助産師看護師法 受験資格 試験場所 午後一 るものとして、 次の一から出までのいずれかに該当する者 令和五年二月五日 試験日時 二年の看護に関する学科を修めた者 六日(木曜日)までに、学校長又は養成所長による修 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合す 時三十分から午後四時まで(受験者集合 文部科学大臣の指定した学校において 東京都知事 (日曜日) (昭和二十三年法律第二百三号) 東京都准看護師試験を次のとお 小 池 (令和五年三月十 百 合 子 午後

9

出願に必要な書類

Ŧi.

出願方法

書を提出できる者を含む。)(令和五年三月十六日(木曜日)までに、卒業等証明都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者

(四 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法人学を除く。)において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者(令和五年三月十六日(木曜日)までに、卒業等証明書を提出できる者を含む。)

立部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において立までに、文部科学大臣の指定した学校において

(イ)

(5) 公主者を行る。(6) 公主者を行る。(7) 公主者を発し、(8) 公主者を発した者(令和五年三月十六日(木曜日)までに、(9) 卒業等証明書を提出できる者を含む。)(9) 公主者を発した看護師養成所を卒業した者(令和五年三月十六日(木曜日)までに、

の知識及び技能を有すると認めたもの 写生労働大臣が、巨から伍までに掲げる者と同等以上 国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、 国において看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外

に従い、都道府県知事が適当と認めたもの国において看護師免許に相当する免許を受けた者のう国において看護師免許に相当する免許を受けた者のう国において看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外

二十七年東京都規則第三十二号)別記第十号様式にア 受験願書(保健師助産師看護師法施行細則(昭和

とができない場合は、

巨イに従って、受験者本人が

学校又は養成所の確認及び刻印を受けるこ

#### - 受験資格を証明する書類

四の一から伍までに該当する者が提出する書類

既修業者又は既卒業者

写真が受験者本人であることの確認を受けること。

出願書類と合わせて写真と台紙を持参し、写真付身東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許担当に

分証明書等(運転免許証、学生証等)を提示して、

卒業等証明書

b 修業見込者又は卒業見込者

でに卒業等証明書を提出すること。合格発表後、令和五年三月十六日(木曜日)まの修業見込証明書又は卒業見込証明書。ただし、

指定された日までに卒業等証明書の提出がな

されないときは、当該受験は無効とする。
四の代又は出に該当する者が提出する書類
電談師国家試験受験資格認定書の写し(三イに従って、
受験者本人が、東京都福祉保健局医療政策部医療
受験者本人が、東京都福祉保健局医療政策部医療
人材課免許担当に受験資格認定書の写しては准看

ウ 受験写真用台紙

記入したもの)を貼り付けること。
ートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を
ートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を
面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメ

ない旨の確認を受け、写真に刻印を受けること。た学校又は養成所において写真が受験者本人に相違、提出に当たっては、現に在籍し、又は在籍してい

オ 連絡用住所・氏名シール

裏面に、

領収証書を貼り付けること(二オを参

カ 返信用封筒(受験票返信用

対筒の大きさは、縦二十三・五センチメートル、対筒の大きさは、縦二十三・五センチメートル、横十二センチメートルとして、表面には宛先を誤り横十二センチメートルとして、表面には宛先を誤り横一二センチメートル、

切手を貼り付けること。 郵便料金に一般書留料金四百三十五円を加えた郵便郵便料金に一般書留料金四百三十五円を加えた郵便信を受け取る場合については、重量に応じた定形外

ア 試験手数料

試験手数料及び納入方法

六千九百円

イ 納付期限

令和四年十二月八日

ウ 納入方法

納付書により、東京都が指定する金融機関に納入

すること

なお、納入した試験手数料は、 返還しない。

エ 納付書記入方法

納付書には、住所及び氏名(氏名については三か

を明記すること。

オ 領収証書

裏面の指定箇所に貼り付けて提出すること。 試験手数料納入後の領収証書は、出願時に受験票

 $(\equiv)$ 出願書類の提出方法

日までに本人が提出すること。ただし、東京都内の准 看護師学校又は准看護師養成所が郵送又は持参する場 合に限り、代理による提出を認める。 出願書類は、次の方法により、 それぞれ指定する期

担当において、受験写真用台紙に貼り付ける写真の本 人確認又は受験資格認定書の原本照合を受ける場合は 東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許

イに従い、受験者本人が持参すること。

郵送は簡易書留で行うこと。

なお、封筒の表面の左下に「准看護師試験関係書

(T)

類在中」と朱書きすること。

(木曜日) 令和四年十二月一日 までの消印有効 (木曜日) から同月八日

(1)

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許担

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本

庁舎二十八階南側

イ

は、受け付けられないこともあるので注意すること。 までに、電話で、東京都福祉保健局医療政策部医療 人材課免許担当(電話○三(五三二○)四四三四) 予約制とする。持参を希望する日の前日午後四時 持参する日時を申し出ること。予約のない場合

受付日時

三十分から午後四時まで (木曜日)の午前十時から正午まで及び午後一時 令和四年十二月七日 (水曜日)及び同月八日

(イ) 提出先

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許担

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本

庁舎二十八階南側

当

六 合格発表

(--)

日時

同日正午から同年三月末日まで) まで(ホームページへの合格者受験番号一覧の掲載は 令和五年三月九日 (木曜日)午前十時から午後五時

 $(\Box)$ 場所

ア an\_t/index.html) fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/shikaku/jyunk 東京都庁第二本庁舎一階南側臨時窓口 東京都福祉保健局ホームページ(https://www.

 $(\Xi)$ 発表方法

合格者の受験番号を掲示する。

(四)

合格発表に関する問合せについては、一切応じない

七 合格発表後の手続き

また、合否にかかわらず、受験者全員に対して成績通 合格発表後、合格者には合格証書を交付する。 (個人の総取得点、科目別得点及び満点)を交付す

る。ただし、いずれも受験者が修業見込者又は卒業見込 者である場合にあっては、卒業等証明書の提出後に交付

八 その他

する。

出た者については、受験の際にその障害の状態に応じ て必要な配慮を講じることがある。 者で受験を希望するものは、令和四年十一月二十五日 (金曜日) までに、問合せ先まで申し出ること。申し 視覚、聴覚、 音声機能又は言語機能に障害を有する

に該当する者のうち都知事が認めた者を優先する。 卒業等証明書を提出できる者を含む。 都内在住者で都外の准看護師学校又は准看護師養成所 護師養成所を卒業した者(令和五年三月十六日 必要が生じた場合には、都内の准看護師学校又は准看 護師として就業することが内定している者及び四の出 を卒業した者(令和五年三月十六日(木曜日)までに 日)までに卒業等証明書を提出できる者を含む。)、 試験会場の収容人員により、受験者数の調整を行う )、都内で准看

意すること ジに掲載し、 いて変更がある場合は、 令和四年度東京都准看護師試験受験要項の内容につ 出願者への個別連絡は行わないため、 東京都福祉保健局ホームペー

年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次

の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二

のとおり委託したので告示する。

令和四年十月三日

京 都

教 育

委 員 会

委託の内容

令和四年十月一日から同年十二月二十八日まで

 $(\Box)$ 

品川区東品川四丁目十二番二号

委託した相手方

名称 所在地

三菱総研DCS株式会社

委託期間

条例第九十一号)第二条第一項第三号イに規定する手数料 九 ●東京都教育委員会告示第五十三号 東京都立学校の授業料等徴収条例(昭和二十二年東京都 十八階南側 電話〇三 (五三二〇) 四四三四 問合せ先 n\_t/index.html) 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許担当 fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/shikaku/jyunka 東京都福祉保健局ホームページ 告 示 教 東京都庁第一本庁舎二

(https://www. 公布する。 東京都暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を

東京都公安委員会

する規則

都公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。 第3条第2号中「第29条」を「第31条第1項」に改める 東京都暴力団排除条例施行規則(平成23年7月15日東京

浬

この規則は、令和5年4月1日から施行する

#### 告

東京都表彰規則(昭和四十七年東京都規則第百七十四 東京都功労者表彰について

令和四年十月三日

東京都知事 小 池 百合子

令和4年10月3日

委員長

徹

●東京都公安委員会規則第11号

東京都暴力団排除条例施行規則の一部を改正

公

号)第二条の規定に基づき、令和四年十月一日に表彰され た方は、次のとおりである。

令和五年度東京都立小学校入学者決定入学考査料の徴

収事務

則

規

11

公

(%)(1.101.137		714 -31	HI = 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		10 H () 1 E H / 12
氏名又は団体名	現住所又は所在地	石塚 猛	台東区	小川 雄一	狛江市
		石戸 和夫	葛飾区	遅澤 一洋	渋谷区
[地域活動功労者]		板津 道也	江東区	加藤 竹司	豊島区
次の方々は地域の振り	まに見力され (株に	市川 伯登	足立区	門島 末子	稲城市
そのカペは地域の破り 優れた業績をあげられま	ました。	市川 稔	中野区	加納 由雄	新宿区
北野台自治会	八王子市	出野 泰正	港区	鴨志田 リエ	目黒区
西池袋南町会防犯 部	豊島区	植草 正勝	板橋区	川上 彰	板橋区
日野防犯協会	日野市	宇田 俊一	品川区	河原 弘明	豊島区
府中駅周辺安全安心まち づくり連絡協議会	9 府中市	江頭 正恭	江戸川区	木﨑 親一	昭島市
青木 豊	あきる野市	遠藤 厚一	武蔵野市	北村 嘉津美	墨田区
秋本 豊栄	葛飾区	遠藤 吉信	江戸川区	清原 和幸	港区
浅尾 空人	台東区	大熊 昌巳	杉並区	栗原 吉雄	江東区
   淺野 和夫	文京区	大津 美彦	北区	黒柳 嗣朗	台東区
新井 貞次	世田谷区	大塚 あかね	羽村市	公盛 健一	清瀬市
石井 伸之	国立市	大野 治彦	板橋区	小島 和夫	小平市
┃ ┃ 石田 勝彦	千代田区	大八木 繁	品川区	小林 晋	台東区
小林 經一	足立区	谷澤 多美雄	葛飾区	福田 はるみ	墨田区
小林 英子	板橋区	土屋 美惠子	武蔵野市	牧 詔市	板橋区
五味 達夫	中央区	津吹 一晴	新宿区	増島 光博	練馬区
近藤 二六	北区	戸叶 修	荒川区	松葉 浩充	八王子市
笹川 五郎	中野区	戸田 弘文	八王子市	萬田和正	立川市
佐藤 強士	足立区	戸塚 雅夫	町田市	水野 淳	八王子市
佐藤 義明	小金井市	内藤 博孝	杉並区	宮﨑静子	杉並区
塩野目 正樹	大田区	中川 正機	三鷹市	三好 俊司	北区
塩谷 良一	世田谷区	並里 順郎	江戸川区	望月 京子	武蔵野市
清水 勲	世田谷区	西宮 幸一	府中市	茂出木 雅章	中央区
鈴木 彰	大田区	額賀 安平	世田谷区	山本 英幸	足立区
高木 秀隆	江戸川区	野頭 健 (のづ ケン)	新宿区	吉﨑 道子	大田区
髙橋 正美	瑞穂町	畠山 晋一	世田谷区	渡邊 進二郎	調布市
髙谷 真一朗	三鷹市	原 敏子	福生市	渡部 茂	品川区
田中利周	文京区	原田 友義	武蔵村山市	渡 良夫	墨田区
田中秀勝	練馬区	平林 盛久	大田区		

[消防・災害対策功労者]	酒井 清吾 瑞穂町	飯田 弘	江戸川区
次の方々は地域消防の発展と防災意識の	柴崎 直子 中央区	石井 宏怡	江東区
高揚に尽力され、特に優れた業績をあげられました。	鈴木 茂 国分寺	市 内山 勝夫	杉並区
大島町消防団 大島町	芹澤 善治 杉並区	宇津木 一郎	世田谷区
蒲田消防団 大田区	高橋 聡次 三宅村	梅田雅弘	品川区
浅香 昌信 練馬区	髙橋 淑郎 武蔵野	市 大和田 明徳	西東京市
淺沼 博 墨田区	長田 雅宏 杉並区	加藤 和夫	福生市
石田 修治 神津島村	濱口 慶一 葛飾区	小泉 博二	文京区
薄衣 愛司郎 文京区	松井 比呂美 目黒区	小林 國雄	北区
内田 道行 武蔵野市	幸 秋子 港区	鈴木 真澄	品川区
榎戸 雄一 奥多摩町	村野 彰紀 清瀬市	鈴木 保政	台東区
大貫 三和子 新宿区	[税務功労者]	竹内 良信	目黒区
城所 久夫 多摩市	次の方々は納税意識の高揚に尽え		新宿区
木村 勇     墨田区	特に優れた業績をあげられました。	野口 章二	港区
草野 登 新宿区	天池 祥元 豊島区	増田 善和	日野市
五味 正彦 足立区	荒井 正行 足立区	町田 光	練馬区
松﨑 宗仁 中央区	奥野 圭子 足立区	高橋 とき子	小平市
松崎         宗仁         中央区           山浦         真一         渋谷区	奥野     圭子     足立区       小野原     昌子     八王子		小平市
		市 友寄 広士	
山浦 真一 渋谷区 [福祉・医療・衛生功労者]  次の方々は社会福祉と保健衛生の向上に	小野原 昌子 八王子	市 友寄 広士 市 長井 博昭	品川区
山浦 真一 渋谷区 [福祉・医療・衛生功労者]	小野原 昌子 八王子	市     友寄 広士       市     長井 博昭       市     長久保 正雄 長久保 貴子	品川区杉並区
山浦 真一 渋谷区 [福祉・医療・衛生功労者]  次の方々は社会福祉と保健衛生の向上に	小野原       昌子       八王子         折笠       広樹       東村山         折原       義和       東大和	市     友寄     広士       市     長井     博昭       市     長久保     正雄       長久保     貴子       中里     全宏	品川区 杉並区 大田区
山浦 真一 渋谷区 [福祉・医療・衛生功労者]	小野原     昌子     八王子       折笠     広樹     東村山       折原     義和     東大和       加藤     巴子     立川市	市     友寄     広士       市     長井     博昭       長久保     正雄       長久保     貴子       中里     全宏       西崎     威史	品川区 杉並区 大田区 江戸川区
山浦 真一 渋谷区 [福祉・医療・衛生功労者]  次の方々は社会福祉と保健衛生の向上に 尽力され、特に優れた業績をあげられました。  高円寺寿クラブ 杉並区	小野原     昌子     八王子       折笠     広樹     東村山       折原     義和     東大和       加藤     巴子     立川市       木村     厚     荒川区	市     友寄     広士       市     長井     博昭       長久保     正雄長久保     長久保       中里     全宏       西崎     威史       野本     幸治	品川区 杉並区 大田区 江戸川区 新宿区
山浦 真一 渋谷区 [福祉・医療・衛生功労者]  次の方々は社会福祉と保健衛生の向上に 尽力され、特に優れた業績をあげられました。 高円寺寿クラブ 杉並区 長寿会 目黒区	小野原     昌子     八王子       折笠     広樹     東村山       折原     義和     東大和       加藤     巴子     立川市       木村     厚     荒川区       木村     泰朗     台東区	市     友寄       市     長井       博昭       長久保     長久保       長久保     全宏       中里     全宏       西崎     幸       郡本     均       花上     均	品川区 杉並区 大田区 江戸川区 新宿区 渋谷区
山浦 真一 渋谷区 [福祉・医療・衛生功労者]  次の方々は社会福祉と保健衛生の向上に 尽力され、特に優れた業績をあげられました。 高円寺寿クラブ 杉並区 長寿会 目黒区 双葉蓬莱会 板橋区	小野原     昌子     八王子       折笠     広樹     東村山       折原     義和     東大和       加藤     巴子     立川市       木村     厚     荒川区       木村     泰朗     台東区       倉田     雄一     中野区	市 友	品川区 杉並区 大田区 江戸川区 新宿区 渋谷区 八王子市
山浦 真一 渋谷区 [福祉・医療・衛生功労者]  次の方々は社会福祉と保健衛生の向上に	小野原     昌子     八王子       折笠     広樹     東村山       折原     義和     東大和       加藤     巴子     立川市       木村     厚     荒川区       木村     泰朗     台東区       倉田     雄一     中野区       黒田     一明     新宿区	市 友	品川区 杉並区 大田区 江戸川区 新宿区 渋谷区 八王子市 神奈川県川崎市
山浦 真一 渋谷区 [福祉・医療・衛生功労者]  ***********************************	小野原     昌子     八王子       折笠     広樹     東村山       折原     義和     東大和       加藤     巴子     立川市       木村     厚     荒川区       木村     泰朗     台東区       倉田     雄一     中野区       黒田     一明     新宿区       後藤     雄次     中央区	市 市 表 長 長 長 中 西 野 花 半 弘 藤 井 保保 全 威 幸 均 理 知 孝 む 理 知 孝 郡 花 半 弘 藤 井 田 瀬 田 田 田 田	品川区 杉並区 大田区 江戸川区 新宿区 渋谷区 八王子市 神奈川県川崎市 大田区
山浦 真一       渋谷区         [福祉・医療・衛生功労者]         次の方々は社会福祉と保健衛生の向上に 尽力され、特に優れた業績をあげられました。         高円寺寿クラブ       杉並区         長寿会       目黒区         双葉蓬莱会       板橋区         秋山 博仁       台東区         石井 宏怡       江東区         石坂 芳       八王子市	小野原       昌子       八王子         折笠       広樹       東村山         折原       義和       東大和         加藤       巴子       立川市         木村       厚       荒川区         木村       泰朗       台東区         倉田       雄一       中野区         黒田       一明       新宿区         後藤       雄次       中央区         小林       博	市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	品川区 杉並区 大田区 江戸川区 新宿区 八王子市 神奈川県川崎市 大田田市
山浦 真一       渋谷区         [福祉・医療・衛生功労者]         次の方々は社会福祉と保健衛生の向上に 尽力され、特に優れた業績をあげられました。         高円寺寿クラブ       杉並区         長寿会       目黒区         双葉蓬莱会       板橋区         秋山 博仁       台東区         石井 宏怡       江東区         石坂 芳       八王子市         石坪 慶仁       江戸川区	小野原       昌子       八王子         折笠       広樹       東村山         折原       義和       東大和         加藤       巴子       二川区         木村       泰朗       台東区         倉田       雄一       中野区         黒田       一明       新宿区         後藤       雄次       中央区         齋藤       良造	市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	品川区 杉並区 大田区 新宿区 医川区 新宿谷 区 州 种 大田 田 大田 田 市 本区
山浦 真一       渋谷区         [福祉・医療・衛生功労者]         次の方々は社会福祉と保健衛生の向上に尽力され、特に優れた業績をあげられました。         高円寺寿クラブ       杉並区         長寿会       目黒区         双葉蓬莱会       板橋区         秋山 博仁       台東区         石井 宏怡       江東区         石坂 芳       八王子市         石坪 慶仁       江戸川区         市村 寿子       板橋区	小野原       昌子       八王子         折笠       広樹       東村山         折原       義和       東大和         加藤       巴子       二川区         木村       泰朗       白東区         倉田       雄一       中野区         黒田       一明       一年、大村         倉田       雄少       中央区         後藤       雄次       中央区         小林       博       中央区         一方       京藤       長         佐伯       孝英       世田谷	市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	品川区杉田区区新谷田区区外部分、大江东省谷田、川区区、大田川区区、大田田田区区、市田田区、市田田区、市田田区、市市、大田田区、市市、大田田区、市市、大田田区、市市、大田区、市市、大田区、大田区、大田区、大田区、大田区、大田区、大田区、大田区、大田区、大田区
山浦 真一       渋谷区         [福祉・医療・衛生功労者]         次の方々は社会福祉と保健衛生の向上に 尽力され、特に優れた業績をあげられました。         高円寺寿クラブ       杉並区         長寿会       目黒区         双葉蓬莱会       板橋区         秋山 博仁       台東区         石井 宏怡       江東区         石坂 芳       八王子市         石坪 慶仁       江戸川区         市村 寿子       板橋区         大築 淳一       目黒区	小野原       昌子       八王子         折笠       広樹       東村山         斯原       義和       東大山         加藤       巴子       六十         木村       泰朗       中東区         倉田       雄一       新宿区         八木村       東島       中央区         八木村       東京       大井田         大井田       東京       大井田         大井田       大井田       大井田 </td <td>市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市</td> <td>品州区大江新渋八神大町港日中区区区区河区区区外市州区区市中州区市区市中州区市区市区市区市区市区市区市区市区市区</td>	市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	品州区大江新渋八神大町港日中区区区区河区区区外市州区区市中州区市区市中州区市区市区市区市区市区市区市区市区市区

(%)17071737			HP 44 TK	17和4平10万	O口 ()1唯口/ 14
吉上 恵子	昭島市	岡田 芳子	荒川区	吉崎 純二	武蔵野市
吉川 紀美子	大田区	織田 奈美	江戸川区	和出野 充洪	西東京市
若杉 隆	練馬区	粕谷 多賀子	板橋区	[文化功労者]	
[環境功労者]		菊地 由布子	千葉県浦安市	次の方々は文化の振	興に尽力され、特に
次の方々は自然環境の		小関 博久	渋谷区	優れた業績をあげられ	
<ul><li>■ 改善に尽力され、特に優 れました。</li><li>■ れました。</li></ul>	された莱績をあげら	髙梨 喜美子	八王子市	新井 昭吉 (新井 吼優)	町田市
小泉 雅義	新宿区	田中 健吾	練馬区	河東 義之	練馬区
鈴木 宏和	江戸川区	田中 泰彦	板橋区	小久保 晴行	江戸川区
田中昌仁	あきる野市	中村 貞雄	世田谷区	[スポーツ振興功勢	芳者]
迎康行	町田市	長谷川 中	練馬区	次の方々はスポーツ	の振興に尽力され、
山田 義夫	府中市	堀江 眞嗣	北区	特に優れた業績をあげ	られました。
吉浦 髙志	東村山市	前嶋 正秀	世田谷区	稲城市軟式野球連 盟	稲城市
┃ [教育功労者] ┃		三浦 郷子	神奈川県横浜市	— (一社)新宿区サッ カー協会	新宿区
次の方々は教育の振興	限に尽力され、特に	山田 千鶴子	小金井市	中央区レクリエー ション連盟	中央区
優れた業績をあげられま		横山 孝治	神奈川県横浜市	東京都キンボール スポーツ連盟	中央区
秋元 勲	江戸川区	吉川健之	大阪府大阪市	豊島区なぎなた連 盟	豊島区
中野区合気道連盟	中野区	柴崎 特攻	あきる野市	野口 晴夫	小平市
練馬区スキー協会	練馬区	三ツ橋 誠一	福生市	橋本 哲哉	神奈川県横浜市
羽村市テニス連盟	羽村市	山崎 喜美則	江戸川区	星野 護	あきる野市
東村山市水泳連盟	東村山市	[労働精励者]		堀口 淳一	府中市
南千住スポーツク ラブ	荒川区	次の方々は職務に	<b>に精励され、特に優れた</b>	水谷 朗彦	千葉県船橋市
朝岡 晃一	東村山市	業績をあげられまし	た。	望月 一三	西東京市
荒武 宗昭	小平市	五十嵐 浩一	江東区	安江 宏也	福生市
日本 日	杉並区	伊藤 元喜	足立区	山村 喜代志	足立区
稲岡 弘子	大田区	岩井 猛	東大和市	[産業振興功労者]	
遠藤 洋	調布市	江田 哲男	埼玉県さいたま市	次の方々は産業の振	
大庭 巖雄	稲城市	小川 満敏	調布市	優れた業績をあげられ	
岡川 清明	狛江市	加藤 輝昭	八王子市	石川 和夫	世田谷区
久保田 正明	西東京市	亀井 千明	青梅市	打込 由美子	小笠原村
小山 泰彦	千葉県市川市	塩澤 孝之	神奈川県横浜市	大津 博次	世田谷区
近藤 幸雄	中央区	新庄 謙太郎	埼玉県所沢市	大森 規雄	足立区
齊木 博	千葉県市川市	中島 一郎	日野市	岡田 幸重	埼玉県さいたま市
	1 > <>/11/11/11/11	, 123		,	

		O	712 -31 1			()   ()  () ()	
尾身	雅弘	渋谷区	藤城 康成	墨田区	菊地 謙二	千葉県松戸市	
加藤	悦孝	台東区	松本 京介	神奈川県横浜市	戸上 俊一	世田谷区	
川端	定則	板橋区	麦倉 和夫	足立区	三澤 達司	品川区	
木村	信行	大田区	森林 慎介	江東区	水越 健夫	八王子市	
木村	吉行	三宅村	栁澤 伸雄	新宿区	柳沢 弘美	港区	
小山	文夫	神奈川県横浜市	矢部 一哉 (矢部 一憲)	渋谷区	[技術振興功労者]		
坂田	智	目黒区	横井 太郎	江東区	次の方々は技術の振り		
戸堀	富美雄	江戸川区	吉川 庄衞	町田市	優れた業績をあげられま	した。	
長坂	守康	葛飾区	渡邊 一夫	江戸川区	青木 尊之	神奈川県相模原市	
南雲	保	台東区	[都市づくり功労者	<del>;</del> ]	浅見 泰司	世田谷区	
奈良部	部 義彦	稲城市	次の方々は都市づくり		稲葉 敬之	東久留米市	
西島	正樹	中野区	特に優れた業績をあげら	られました。	岡田 則夫	小金井市	
早山	豊	港区	五十嵐 隆	江戸川区	工藤 昭彦	神奈川県川崎市	
春宮	伸光	台東区	大西 光雄	板橋区	西村 章	神奈川県川崎市	
東口 (東口	繁二 武史)	墨田区	岡田 英樹	足立区	三ツ峰 秀樹	町田市	
藤井 (木下	美穂里 美穂里)	北区	小埜田 爵	葛飾区	山田 明良	立川市	

#### [善行者]

次の方々は献身的行為により、特に優れた 業績をあげられました。

関東アイスクリー 千代田区 ム協会

奥田 智子 品川区

栗岩 清治 足立区

栗岩 大輔 足立区

堀江 尊博 八王子市

和田 浩一 千葉県船橋市

(第176	671号)						東	京	都	公	報				令和	4年1	0月3	3日	(月睛	醒日)	16
五 当せん金の総額	四 発売期間	二 発売総額及び枚数	一 名称		十 その他	九 受託申請期限	せん金支払手数料七 売りさばき及び当	六 委託対象事務		五 当せん金の総	四発売期間	三 証票金額	二 発売総額及び枚数	一名称		令和四年十月三日	られた日までに由	次のとおり公告しますから、	和二十三年法律第	当せん金付証票	とヨチラン 公安 寸
発売総額に対して二億三千七百五日まで	令和五年一月四日から同年三月七一枚二百円	b枚数 五億円 二百五十万枚	第二千五百五十三回東京都宝くじ		票法その他関係通達による。受託事務の履行は、当せん金付証	<ul><li>令和四年十月十七日</li><li>発売総額に対して千七百十八万円</li></ul>	- 数料 - 千九百九十円 次び当 - 発売総額に対して二千六十二万五	のうち発売企画を除く全ての事務の範(当せん金付証票の発売に係る事務)	:	総額 発売総額に対して八千四百九十万	日まで 令和五年一月四日から同月二十四	一枚百円	›枚数 二億円 二百万枚	第二千五百五十二回東京都宝くじ	東京都知事 小 池 百合子	三日 : "		こますから、受託を希望する銀行等は定め	ハ条第三項の規定に	当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法(昭)にオーバイで展覧の発売でいた。	当さんを寸正票の発売奏化こう ^ て
Ξ =			+	九	八	七	六	五.	ı	四	三二	_			+	九	八		七		<u> </u>
証票金額	名称		その他	受託申請期限	その他発売経費	せん金支払手数料売りさばき及び当	囲委託対象事務の範	当せん金の総額		発売期間	証票金額及び枚数	名称			その他	受託申請期限	その他発売経費	せん金支払手数料	売りさばき及び当	囲える	委毛寸象事务の範
一枚百円 二億円 二百万枚	. 五	要注名の作時代近週にしる	要法での也曷系重産こよる。受託事務の履行は、当せん金付証	令和四年十月十七日	円発売総額に対して六千五百八十万	万八千六百九十円発売総額に対して九千二百二十九	のうち発売企画を除く全ての事務当せん金付証票の発売に係る事務	十万円発売総額に対して四億九千四百九	一日まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	令和五年一月十一日から同月三十一	一枚二百円 十億円 五百万枚	第二千五百五十四回東京都宝くじ		進	受託事務の履行は、当せん金付証	令和四年十月十七日	万円発売総額に対して二千八百七十五一	万三千五百円	発売総額に対して四千七百九十四	のうち発売企画を除く全ての事務	当さん金寸正悪の絶見こ系る事务十万円
_	-	トナ	L	八	七	六	五.	四	Ξ	=	_		十	九	八	-	t	六	,	<i>五</i> .	四
名 称	11	その也言其形	<b>乏毛</b> 申青玥艮	その他発売経費	せん金支払手数料売りさばき及び当	囲委託対象事務の範	当せん金の総額	発売期間	証票金額	発売総額及び枚数	名称		その他	受託申請期限	その他発売経費	せん金支払手数料	売りさばき及び当	囲の変形対象事務の範		当せん金の総額	発売期間
第二千五百五十七回東京都宝くじ	票法その他関係通達による。	受毛事务の夏汀は、 当ました寸正	帝 四 四 再 十 月 十 二 日	発売総額に対して三千九百四十八	七千八百九十円発売総額に対して五千五百三十万	のうち発売企画を除く全ての事務当せん金付証票の発売に係る事務	十万円発売総額に対して二億九千二百九	日まで 令和五年三月四日から同月三十一	一枚二百円	六億円 三百万枚	第二千五百五十六回東京都宝くじ	男治者の仲間存近近による	票去その也関系通達こよる。受託事務の履行は、当せん金付証	令和四年十月十七日	発売総額に対して千七百十八万円	千九百九十円	発売窓額に対して二千六十二万五一の ごうぎょうしゃ 同一会 の事務	のうち発売企画を除く全ての事務当せん金付証票の発売に係る事務	円 ·	発売総額に対して八千四百九十万	日まで 令和五年二月八日から同月二十八

証票金額

枚百円

発売総額及び枚数

二億円 二百万枚 三 四 その他の事務所の所在地 千代田区神田神保町一丁目十四番地 主たる事務所の所在地 渋谷区代々木四丁目三十七番十五号

十二条の三の規定により、 に関する規則 条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったの 特定非営利活動促進法 同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行 更の届出について 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変 (平成十年東京都規則第二百四十三号) (平成十年法律第七号) 第五十三 次のとおり公告する。 第二

で、

東京都知事 小 池 百 合子

令和四年十月三日

名称

特定非営利活動法人フローレンス

代表者の氏名

主たる事務所の所在地 赤坂 緑

三

千代田区神田神保町一丁目十四番地

四 その他の事務所の所在地

渋谷区代々木四丁目三十七番十五号

京都名誉都民に選定した者の事績は、 東京都名誉都民条例 第三条の規定に基づき、 東京都名誉都民に選定した者の事績について (昭和二十七年東京都条例第七十六 令和四年十月一日に新たに東 次のとおりである。

令和四年十月三日

東京都知事 小 池 百 合子

東京都港区

石は 井ぃ

ふ く 子:

昭和二十二年、 大正十五年九月一日、 新東宝のニューフェイスに合格、 東京府 (現東京都) に生まれる。 、女優と

務。 ホールディングス)からの誘いを受け、嘱託として「東芝 して活動する。 昭和二十五年、 昭和三十二年、株式会社ラジオ東京(現株式会社TBS スポンサーとしてラジオドラマの制作に関わる。 日本電建株式会社に入社し、 宣伝部に勤

日曜劇場」のテレビドラマ制作に携わる。

社。 会社東京放送(現株式会社TBSホールディングス)に入 三十五年間にわたり「東芝日曜劇場」の作品を手掛ける。 ビドラマ「橋づくし」が放送される。以降、平成五年まで 昭和三十六年、 昭和三十三年、初めてのプロデュース作品となったテレ 連続ドラマもプロデュースするようになる。 日本電建株式会社を退社し、正式に株式

品となるテレビドラマ「女と味噌汁」の放送が開始される が開始される。 した大ヒットテレビドラマシリーズ「ありがとう」の放送 かしい顔-君は今どこにいるの-」が上演される。 昭和四十年、 昭和四十五年、最高視聴率五十六・三パーセントを記録 昭和四十三年、 後に全三十八話「東芝日曜劇場」最長寿作 父の勧めで初の演出を務めた舞台 「なつ

ネス世界記録に認定される 昭和六十年、 平成元年、紫綬褒章を受章する。 「テレビ番組最多プロデュース」としてギ

平成二年、 約三十年にわたる国民的人気テレビドラマシ

リーズ ー」としてギネス世界記録に認定される。 「渡る世間は鬼ばかり」の放送が開始される。 「世界最高齢の現役テレビプロデューサ

18

平成二十七年、 「最多舞台演出本数」としてギネス世界

記録に認定される

送り出すとともに、演劇でも数多くの作品の演出を手掛け 民が敬愛し、 活躍を続けるその姿は、人々に希望や活力を与え、 氏は、プロデューサーとして数々のホームドラマを世に 「心を伝える」ことを大切に、長きにわたり第一線で 誇りとするところである。 広く都 の副会長に就任する

#### 東京都世田谷区

早ゃ 田た 卓な 次じ

操を始め、 昭和十五年十月十日、 頭角を現す。 和歌山県に生まれる。 中学生で体

公

報

在学中にはアキレス腱断裂などの大けがを経験した。 昭和三十九年、第十八回オリンピック競技大会(東京) 昭和三十八年、日本大学文理学部体育学科を卒業する。

体操競技団体総合及び種目別つり輪で金メダルを獲得する。 昭和四十五年、 第十七回世界体操競技選手権大会(リュ

ブリアナ)団体総合で優勝する。

の指導に当たる。 昭和四十六年、現役を引退する。以後、日本大学で後進

日本大学文理学部教授に就任する。

平成十三年、 財団法人日本体操協会(現公益財団法人日

ーを果たす。

本体操協会)の副会長に就任する

人日本オリンピック委員会) 平成十四年、 財団法人日本オリンピック委員会(現公益財団法 紫綬褒章を受章する 理事に就任する。

> 動法人日本オリンピアンズ協会)理事長に就任し、 ピック・パラリンピック競技大会の招致に尽力する。 平成十五年、 日本オリンピアンズ協会(現特定非営利活 オリン

平成二十四年、日本大学名誉教授に就任する。

令和元年、

旭日小綬章を受章する。

令和三年、 特定非営利活動法人日本オリンピアンズ協会

貢献を果たすその姿は、人々に希望や活力を与え、 ルを獲得し、日本体操界の発展に寄与した。引退後も後進 民が敬愛し、 いる。選手としての功績はもとより、スポーツ界に多大な 員会等の役職を歴任し、日本スポーツ界の振興に貢献して の育成に尽力する傍ら、 氏は、第十八回オリンピック競技大会(東京)で金メダ 誇りとするところである。 公益財団法人日本オリンピック委 広く都

#### 東京都世田谷区

**\_**\_\_\_\_か 夫ぉ

昭和九年七月十一日、北海道に生まれる。

北商業高等学校)を卒業する。 刑務所で慰問公演を行うなど精力的に活動した。 昭和二十八年、 北海道札幌伏見高等学校(現市立札幌啓 在学中は演劇部に所属し、

氏の下で稽古に励む。 昭和三十年、 同年、北海道放送株式会社の演劇研究所に入所、 新東宝のニューフェイスとして俳優デビュ 、長光太

食店、 かけに、下北沢で飲食店経営を開始する。以後、多数の飲 昭和三十四年、新東宝株式会社の経営状況の悪化をきっ ビル、 マンション等を経営するなど、実業家に転身

> の建設を計画する。 経営へ注力する。 昭和四十七年、 下北沢駅前の土地を購入、 以後、 飲食店経営から手を引き、 「本多劇場」 劇場

としての第一歩を踏み出す。 昭和五十五年、 昭和五十六年、 俳優養成所「本多スタジオ」を設立する 「ザ・スズナリ」を開場し、 劇場経営者

場する。その後も次々と小劇場を開場する。 昭和五十七年、 十年の準備期間を経て「本多劇場」を開

帰する。 平成十八年、 平成十七年、平成十七年度文化庁長官表彰を受ける。 平成九年、第十九回日本文化デザイン賞を受賞する。 パラダイス一座のメンバーとして俳優に復

積極的に前進し続けるその姿は、人々に希望や活力を与え つながっている。氏の功績は多大であり、 みならず、下北沢を演劇の街として活性化させることにも 広く都民が敬愛し、誇りとするところである。 人の夢を支援し続けてきた。その活動は、 氏は、全国でも例のない個人劇場を数多く運営し、 平成三十年、第五十二回吉川英治文化賞を受賞する。 高い志を持ち、 演劇界の発展の

開発行為に関する工事の完了につい

完了した。 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第

令和四年十月三日

東京都多摩建築指導事務所長

名

取 伸 明

19	令	和4年	=10	月3日	()	]曜[	1)				東	京	都	3 公	<u> </u>	報						(	第176	71号)
六 変更後の店舗名 KAM	五 変更前の店舗名 (仮称)	四 設置者住所 新宿区	三 設置者名 野村不	二 店舗所在地 江東区	一 店舗名 KAM	東京都知事	令和四年十月三日	に到着するよう提出してください	局商工部地域産業振興課(新宿	添えて、令和四年十月三日から	あっては所在地)巨意見を述べる理由」を記載した書面を	にあっては団体名及びその代表者の氏名)	とする者は、意見の内容を記載	なお、法第八条第二項の規定に基づき、	その届出及び添付書類を縦覧に供する。	準用する法第五条第三項の規定により	舗の変更について届出があったので、	「法」という。) 第六条第一項	大規模小売店舗立地法(平成	ついて	大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に	び同番三	番一、同番三、四十九番一及武蔵村山市神明四丁目四十八	含まれる地域の名称開発区域又は工区に
A M E I D O C L O C K	你) 亀戸六丁目計画	新宿区西新宿一丁目二十六番二号	野村不動産株式会社	江東区亀戸六丁目三十一番六号	K M E I D O C L O C K	事 小 池 百合子		らい。	(新宿区西新宿二丁目八番一号)	令和四年十月三日から四月以内に東京都産業労働	へる理由」を記載した書面を	衣者の氏名) □住所(団体に)	意見の内容を記載した書面に「○氏名(団体	<b>心に基づき、意見を述べよう</b>	に供する。	<b> 止により次のとおり公告し、</b>	たので、同条第三項において	)第六条第一項の規定により大規模小売店	(平成十年法律第九十一号。以下		に基づく変更の届出に	代表取締役 久林 欣也アイディホーム株式会社		住所及び氏名許可を受けた者の
												-	十 五			十四四		士	<u>+</u>	+	+	九	八	七
										雑			縦覧時間		; ;	縦覧期間		一縦覧場所	一届出日	変更日	の氏名又は名称変更後の小売業者	の氏名又は名称変更前の小売業者	地変更後の店舗所在	地変更前の店舗所在
									1	報	時までを除く。	分まで。ただし、正午から午後一	午前九時三十分から午後四時三十一	条例第十号)に定める休日を除く。日に関する条例(平成元年東京都一	月三日まで。ただし、東京都の休	令和四年十月三日から令和五年二	一号)	東京都産業労働局商工部地域産業	令和四年九月二日	令和四年四月二十八日ほか	ケアほか八十七名株式会社ココカラファインヘルス	未定	江東区亀戸六丁目三十一番六号	江東区亀戸六丁目三十一番一

(第17671号) 東 京 都 公 報 令和4年10月3日(月曜日) 20 七 十九八七 十 九 八 六 五 四 兀 六 五 四 れた日までに申請してください。 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、 当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法(昭和二十三年法律第百四十四 名称 その他 その他発売経費 委託対象事務の範 当せん金の総額 当せん金の総額 発売総額及び枚数 証票金額 発売総額及び枚数 受託申請期限 発売総額及び枚数 その他 受託申請期限 その他発売経費 売りさばき及び当せん金支払手数料 委託対象事務の範 発売期間 令和四年十月三日 当せん金の総額 発売期間 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売期間 証票金額 証票金額 当せん金付証票の発売委託について 全国都道府県知事及び二十指定都市長の名におい 全国自治宝くじ事務協議会 発売総額に対して二億一千六百三十六万円発売総額に対して三億四千五百一万五千円 令和四年十月十七日 係通達による。 令和四年十月十七日 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企 発売総額に対して十七億一千万円 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関 発売総額に対して一億八百十八万円 発売総額に対して一億七千二百三十二万九千三 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発 十五億円 第九百五十四回全国自治宝くじ 受託事務の履行は、 画を除く全ての事務 三十六億円 第九百五十三回全国自治宝くじ 係通達による。 画を除く全ての事務 発売総額に対して八億五千五百万円 十八億円 九百万枚 第九百五十回全国自治宝くじ 東京都知事 小 枚三百円 枚二百円 売総額に対して六億九千万円 和五年三月四日から同月三十一日まで 和五年二月八日から同年三月二十八 和五年一月十一日から同年二月七日まで 五百万枚 千八百万枚 受託を希望する銀行等は定めら 池 当せん金付証 百 合 子 票法その て 日まで 売企 他 号) 十九八七 六 五 四 三 十九八 七 六 五 四 三 十九八七 六 その他 名称 その他 受託申請期限 委託対象事務の範 当せん金の 証票金額 その他 受託申請期限 その他発売経費 委託対象事務の範 証票金額 発売総額及び枚数 名 委託対象事務の範 その他発売経費 発売期間 発売総額及び枚数 当せん金の総額 発売期間 受託申請期限 売りさばき及び当せん金支払手数料 売りさばき及び当せん金支払手数料 その他発売経費 売りさばき及び当せん金支払手数料 総額 発売総額に対して六千五百五十五万七千八百円 発売総額に対して一億二千二百七十万円発売総額に対して一億一千六百三十三万 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企 令和四年十月十七日 発売総額に対して一億五千三百九十九万四千七 受託事務の履行は、 令和三年十月十八日 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企 係通達による。 受託事務の履行 令和四年十月十七日 発売総額に対して五千四百六十六万円 画を除く全ての事務 発売総額に対して二億八千八百万円 令和五年三月四日から同月三十一日 第九百五十六回全国自治宝くじ 係通達による。 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関 発売総額に対して九千六百十六万円 画を除く全ての事 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企 発売総額に対して七億六千万円 令和五年三月四日から同月三十一日まで 十六億円 第九百五十五回全国自治宝くじ 係通達による。 画を除く全ての事務 六億円 百二十円 **一枚百円** 一枚二百円 六百万枚 八百万枚 当せん金付証票法その他 当せん金付証票法その他 千六百三十三万五百円

発 行

電話 〇三(五三二一)一一一一(代)東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

都

郵便番号 163-8001

定 価 本号

(郵送料を含む。) 六、六〇〇円

|電話 ○三(三八一二)五二○一(代) |東京都文京区白山一丁目十三番七号

六〇〇五〇円円

印刷所

美

印

刷

株式

会

社